○内閣府令第二十二号

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二条第二項及び第二百六十四条第一項並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百二十九条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第一条　特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（重要な会計方針に係る事項に関する注記） **第七条**　［略］	（重要な会計方針に係る事項に関する注記） **第七条**　［同上］
2　特定目的信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 一　当該特定目的信託に係る主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容 二　前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点 三　前二号に掲げるもののほか、当該特定目的信託について重要な会計方針に含まれると判断したもの	［項を加える。］
（会計上の見積りに関する注記） **第七条の四**　会計上の見積りに関する次に掲げる事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。 一　会計上の見積りにより当該計算期間に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌計算期間に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの 二　当該計算期間に係る計算書類の前号に掲げる項目に計上した額 三　前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	［条を加える。］
第七条の五・第七条の六　［略］	**第七条の四・第七条の五**　［同上］
（収益認識に関する注記） **第九条の二**　特定目的信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。 一　当該計算期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 二　収益を理解するための基礎となる情報 三　当該計算期間及び翌計算期間以降の収益の金額を理解するための情報 2　前項に掲げる事項が第七条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。	［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。